○南アルプス市総合計画策定条例

平成25年3月19日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
 - (2) 基本構想 市政の最高理念であり、本市の進むべき方向と将来像を明確 にし、まちづくりの方針を示すものをいう。
 - (3) 基本計画 基本構想を実現するために、基本目標を踏まえた施策の方向 及び体系を示すものをいう。
 - (4) 実施計画 基本計画に位置づけられた施策を実現するために実施する事業を示すものをいう。

(位置付け)

第3条 総合計画は、本市の最上位の計画とし、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定をし、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(策定方針)

第4条 総合計画は、行政各部門相互間に有機的関連を保ち、総合的な立場から地域の将来の在り方及び行財政運営の具体的方向を示すものであり、かつ、最終目的が住みよい地域社会の形成にあることを踏まえ、住民の総意に基づいて策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、総合計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、南アルプス 市総合計画審議会条例(平成15年南アルプス市条例第30号)第1条に規定す る南アルプス市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第6条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

第7条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○南アルプス市総合計画策定条例施行規則

平成15年4月1日 規則第20号

改正 平成15年8月13日規則第148号

平成17年8月16日規則第27号

平成19年3月20日規則第6号

平成20年5月29日規則第17号

平成21年3月24日規則第11号

平成25年3月19日規則第5号

令和4年3月23日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、南アルプス市総合計画策定条例(平成25年南アルプス市条例第1号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、本市の策定する総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 (総合計画の実行性)
- 第3条 総合計画に定められた事務及び事業は、これを完全実施するように努めなければならない。
- 2 総合計画以外に新たに生じた重要な事務及び事業についても、この規則に定められた手続を経なければ実施することができないものとする。

(基本計画の原則)

- 第4条 基本計画は、基本構想に基づき、第7条に規定する企画会議において計画 案を策定し、南アルプス市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、 その調査及び審議を経て、市長が決定する。
- 2 基本計画は、10箇年ごとの構想による目標及びその目標達成のための基本施 策について定める。
- 3 基本計画は、特に著しい社会経済情勢の変化等特別の理由がない限り、変更することができない。

(実施計画の原則)

- 第5条 実施計画は、基本計画に基づいて第7条に規定する推進会議において作成 した計画案を同条に規定する企画会議で調整して原案を策定し、市長が決定する。
- 2 実施計画は、期間を3年とし、1年次を経過するごとに検討を加え、後年度分を逐次繰り入れ、常に3年先までの計画とする。
- 3 実施計画は、市の行財政を効率的かつ計画的に運用し、基本計画に盛られた目

標を着実に達成するための具体的な指針としての計画とする。

- 4 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、これを変更すること ができない。
 - (1) 第2項の規定により変更するとき。
 - (2) 基本計画が変更されたとき。
 - (3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
 - (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(審議会への諮問)

第6条 市長は、総合計画に関し特に必要と認めたときは、第4条第1項に定める もののほか、審議会に諮問する。

(会議の設置)

第7条 総合計画を策定し、及びこれを推進するため、南アルプス市総合計画企画 会議(以下「企画会議」という。)及び南アルプス市総合計画推進会議(以下「推 進会議」という。)を置く。

(所堂事務)

- 第8条 企画会議は、第4条第1項並びに第5条第1項及び第2項に規定する事項 のほか、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 基本計画の変更に関すること。
 - (2) 市政の現状分析に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画策定に関し必要とすること。
- 第9条 推進会議は、第5条第1項及び第2項に規定する事項のほか、これを強力 に推進するための事項を処理する。
- 第10条 企画会議及び推進会議は、前2条の目的を達成するため、広く市民の要望及び市内外の学識経験者の意見を聴くことができる。

(組織)

- 第11条 企画会議は、別表第1に掲げる職をもって組織する。
- 第12条 推進会議は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 市長の事務部局に属する課の長(出先機関を除く。)及び支所長
 - (2) 会計管理者の補助機関に属する課の長
 - (3) 教育委員会の事務部局に属する課等の長
 - (4) 監査委員及び農業委員会の事務部局の長
 - (5) 上下水道局職員のうちから上下水道局長が指名する者
 - (6) 消防職員のうちから消防長が指名する者

(会議)

- 第13条 企画会議は、市長が招集し、会議の議長は、市長をもって充てる。
- 第14条 推進会議は、総合政策部長が招集し、会議の議長は、総合政策部長をもって充てる。

(庶務)

第15条 企画会議及び推進会議の庶務は、総合政策部において処理する。 (その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、総合計画に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 (平成15年8月13日規則第148号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年8月16日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第6号)抄(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。附 則(平成20年5月29日規則第17号)
 - この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月24日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日規則第5号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規則第24号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

職名

市長、副市長、教育長、部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、上下水道局 長、消防長、次長

○南アルプス市総合計画審議会条例

平成15年4月1日 条例第30号

改正 平成20年9月29日条例第22号

平成20年12月25日条例第29号

(設置)

第1条 本市が策定する総合計画について調査審議するため、南アルプス市総合計 画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定の基準となるべき事項について調査し、及び審議する。
- 2 審議会は、総合計画に関する事項について必要と認める場合は、市長に意見を 申し出ることができる。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者、地域を代表する者、市議会の議員、公募による市 民及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。 (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に会長及び副会長若干人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従いその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の 決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に 出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を審議させるため、

審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成し、部会長は、部会委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。 (庶務)
- 第9条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。 (委任)
- 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。附 則(平成20年9月29日条例第22号)
- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成20年12月25日条例第29号)抄 (施行期日)
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。